破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６４号
北九州市門司区稲積１丁目６番７号
債務者　矢野　広之
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田989番地53
債務者　小椋　一男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田989番地53
債務者　小椋　繁子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
千葉県富里市七栄575番地108　（清水ハイツ105号）
債務者　濱田　雄一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３号
千葉県佐倉市西志津２丁目12番１―103号
債務者　芝原　純和
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７号
千葉県成田市囲護台1385―１　北囲護台団地Ｂ501、住民票上の住所千葉県市原市八幡海岸通1969番地13　親和パッケージ㈱千葉寮
債務者　清宮　将斗
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７号
北九州市門司区中二十町８番21号
債務者　上田　雄太
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻長根前82番地１　クレールメゾン２　Ｂ号室
債務者　八重畑牧子（旧姓目時）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１４９６号
埼玉県加須市礼羽335番地１　宮崎アパート中１
債務者　菅野りんこ
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６８号
埼玉県川口市大字西立野767番地の２　オーナーズガーデン西立野Ｂ202号
債務者　吉川　杏未（旧姓橘川）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３６号
埼玉県和光市新倉３丁目15番８号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
さいたま市岩槻区南平野４丁目９番地15　エスポワール101
債務者　佐藤　康太
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
熊本県菊池市藤田1369番地１
債務者　髙木　晴世
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２９年（フ）第２９号
北海道上川郡東川町北町３丁目10番11―11号
債務者　古林　圭祐
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
北海道上川郡東川町北町３丁目10番11―11号
債務者　古林恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
北海道上川郡鷹栖町北１条１丁目３番１―303号
債務者　横溝日出行
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部